

令和8年度 高崎市 行政措置予防接種の種類と対象者

別表1

No.	対象疾病（ワクチン）	接種対象者
1	季節性インフルエンザ 点鼻液	生後6カ月以上でB類の対象者を除く全年齢
		2歳以上19歳未満の者
2	経皮接種用乾燥BCG	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
3	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合	予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
4	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
		日本小児科学会推奨の学童期以降の百日せき予防目的としては、5歳以上で初回免疫（DPT-IPV4回目接種）終了後6か月を過ぎている者
5	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
6	不活化ポリオ	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
7	乾燥細胞培養日本脳炎	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
8	乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
	乾燥弱毒生麻しん（M）	
	乾燥弱毒生麻しん（R）	
9	肺炎球菌（小児用）	13価 2か月齢以上、6歳未満の者
		15価 予防接種法で定める対象年齢外であって、18歳未満で医師が必要と認める者
		20価 予防接種法で定める対象年齢外であって、6歳未満で医師が必要と認める者
10	肺炎球菌	20価 B類の対象者を除く、6歳以上の者
11	HPV	2価 満10歳以上の女子で医師が必要と認める者
		4価 満9歳以上で医師が必要と認める者
		9価 予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上で医師が必要と認める者
12	水痘	予防接種法で定める対象年齢外であって、1歳以上で医師が必要と認める者
13	带状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	50歳以上の者
14	带状疱疹（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）	B類の対象者を除く、50歳以上の者
		B類の対象者を除く、带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者
15	Hib感染症	予防接種法で定める対象年齢外であって、10歳未満で医師が必要と認める者
16	B型肝炎	予防接種法で定める対象年齢外であって、以下の（1）～（3）に該当する者 （1）HBs抗原陽性の母親から生まれたHBs抗原陰性の乳児 （2）ハイリスク者（医療従事者、腎透析を受けている者、海外長期滞在者など）、一般の任意接種者 （3）汚染事故時（事故後のB型肝炎発症予防）
17	おたふくかぜ	1歳以上（生後24～60月の間に接種することが望ましい）
18	A型肝炎	全年齢
19	狂犬病	全年齢
20	破傷風	全年齢
21	肺炎球菌（高齢者用）	13価 高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者
		15価 高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者
		21価 高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる成人
		23価 高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる2歳以上の者
22	髄膜炎菌	2歳以上56歳未満（2歳未満の小児、56歳以上の者への有効性、安全性は確立していない。）
23	RSウイルス	予防接種法で定める対象外であって妊娠24～36週の妊婦
		60歳以上の者または50歳以上のRSウイルスによる感染症が重症化するリスクが高いと考えられる者
24	新型コロナウイルス感染症	生後6カ月以上でB類の対象者を除く全年齢
25	腸チフスワクチン	2歳以上（2歳未満の小児への接種に対する有効性、安全性は確立していない。）
26	ダニ媒介性脳炎ワクチン	1歳以上16歳未満の者は小児用
		16歳以上の者は成人用

注）予防接種の実施については、定期予防接種の実施要領に準拠して行う。

予防接種の実施については、予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」最新版、医薬品医療機器等法に定められた添付文書の用法用量による。